

相 談 事 例

ID : 04-02-011

相談タイトル

親からの相続で取得した土地・建物の処分について

Q：ご相談内容

親から相続により所有した土地・建物があり、売却等について検討している。建物は昭和50年築（50年程経過）の住宅であり、解体して更地にしないと売れないというようなことも言われているが、どの様なところに相談したら良いのか、住まいの相談センターで具体的な対応をしてくれるのか聞きたい。

A：回答

住まいの相談センターでは具体的な対応は行っていません。対象物件の立地状況（条件）がわかりませんが、不動産物件の売却等処分と言うことですので、基本的な対応としては、最寄りの不動産業者に買主を見つけてもらうよう「媒介契約」を結び、対応をお願いすることになると考えます。相談者の方は売主と言うことですので、条件の提示については、売主の方の意向が反映されたもので行えますので、必ずしも古い住宅といっても解体しなければならないということはないと考えます。行政では空き家・空き地バンクという制度を実施しているところもありますので、当該市のホームページでの広報なども条件が合えば利用できると思います。